

公益社団法人大阪労働基準連合会

## 茨木労働基準協会支部への入会のご案内

公益社団法人大阪労働基準連合会茨木労働基準協会支部（以下「茨木労働基準協会支部」という。）は、茨木労働基準監督署管内（吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、島本町）の有志事業場で構成されています。

茨木労働基準協会支部は、昭和38年に設立し、平成9年に大阪労働局長より社団法人の許可を受け、平成24年4月1日に一般社団法人になり、平成31年4月1日に公益社団法人大阪労働基準連合会の支部となった公益団体であり、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、その他関係法令の公正円滑な運営に関し、自主的に関係行政機関に協力するとともに、会員相互の研鑽と協調を図り、労働条件の向上と企業の発展に寄与することを目的として、各種の事業活動を推進しています。

特に最近では、労働者の就業形態が多様化し、労務・安全衛生関係の法令も複雑化しています。

茨木労働基準協会支部では、これらに関する講習会、説明会などを開催することによって、会員事業場の発展に助力させていただいています。

また、会員事業場には労働基準行政に関する最新情報を掲載した定期刊行冊子『基準月刊』の送付及び法令改正内容等のお知らせのほか、労働安全衛生法に基づく技能講習、特別教育の開催をはじめ、労働安全衛生法及び労務に関する説明会を実施するとともに、会員事業場からの個別相談にも応じています。

貴事業場におかれましては、ぜひ、この機会に茨木労働基準協会支部の事業内容をご高覧賜り、茨木労働基準協会支部への入会をご検討いただきますようご案内申し上げます。

お問い合わせ及び入会お申し込み先

公益社団法人 大阪労働基準連合会 茨木労働基準協会支部

〒567-0881

茨木市上中条2-5-37 すばるビル301号室

TEL：072-622-8487

FAX：072-621-5763

## 茨木労働基準協会支部事業のあらまし

茨木労働基準協会支部は、茨木労働基準監督署のご指導を受けながら、次の事業を行っています。

### I. 労務関係

1. 労務管理実務講習
  - 1) 労働基準法関係
  - 2) 労働契約法関係
  - 3) 労災保険法関係
  - 4) 労務管理関係
  - 5) 就業規則関係
  - 6) 各種届出書類関係
2. 労務問題相談（茨木労働基準協会の事務所で担当職員が応じています）

### II. 安全衛生関係

1. 労働安全衛生法に基づく各種技能講習、特別教育  
（詳細は実施月の1か月前の月初めに案内、または協会ホームページで）
  - 1) 技能講習（技能講習を必要とする業務 ⇒ 法第61条、則第78条）
    - ① フォークリフト運転（31時間、15時間コース）
    - ② 玉掛け
  - 2) 特別教育（特別教育を必要とする業務 ⇒ 法第59条第3項、則第36条）
    - ① フォークリフト運転（最大荷重1トン未満）
    - ② クレーンの運転（つり上げ荷重5トン未満）
    - ③ 自由研削と石取扱い業務（取替え、試運転）
    - ④ 低圧電気取扱い業務
    - ⑤ 粉じん作業従事者
    - ⑥ アーク溶接等の業務
  - 3) その他教育
    - ① 職長（第一線監督者）安全衛生教育、職長・安全衛生責任者教育  
（法第60条、則第40条、厚労省平成13年3月27日付基発第178号通達）
    - ② 安全衛生推進者養成講習（法第12条2）
    - ③ 新規採用者安全衛生教育（法第59条、則第35条）

### III. 労務・安全・衛生に関する研鑽と啓発

1. 全国安全週間・全国労働衛生週間のご案内
2. 全国安全週間実施要綱等説明会・全国労働衛生週間実施要綱等説明会の開催
3. 各種研修会・講習会の開催

### IV. その他

1. 労働基準行政の最新情報を掲載した月刊誌『基準月刊』の会員への配付（毎月）
2. 茨木労働基準協会の各種行事の案内（技能講習、特別教育等開催の案内等を含む）
3. 安全・衛生週間用品の斡旋、安全衛生関係用品の斡旋
4. 地域産業保健センター関係業務の紹介
  - 1) 健康診断実施後の健康管理指導、健康相談
  - 2) 長時間勤務労働者に対する産業医による面接指導
  - 3) 高ストレス者に対する産業医による面接指導
5. 免許試験受験申請書の提供

茨木労働基準協会支部に入会すると・・・

1. 各種講習会、特別教育等の開催案内を定期的にお届けします。
2. 労務管理実務講習、特別教育の受講料の割引があります。
3. 労務問題全般について相談することができます。
4. 労働基準行政の最新情報を掲載した月刊誌『基準月刊』を毎月送ります。
5. 労働基準監督署への届出書類・報告書類等の作成の助言が受けられます。

## 茨木労働基準協会支部 会費規定

本支部の会費(年額)は次のとおりです。

会員数区分 (労働者数)	会費 (円)
1人～30人	8,000
31人～50人	12,000
51人～100人	19,000
101人～200人	26,000
201人～300人	35,000
301人～500人	43,000
501人～700人	52,000
701人～1000人	65,000
1001人～2000人	78,000
2001人～3000人	100,000
3001人～	120,000

※ 労働者数は？

毎年4月1日現在の人数です。

※ 会費は？

4月1日～翌年3月31日分です。

※ 年度途中入会の会費は？

4月1日～9月30日の入会は会費全額

10月1日～3月31日の入会は会費の半額

※ 会費の納入期限は？

4月30日までに納入願います。

但し、5月以降の途中入会の場合  
は、入会時に納入願います。

※ 振込先(金融機関)は？

○ りそな銀行・茨木西支店

普通 0717737

○ 北おおさか信用金庫・本店

普通 0315172

口座名義：公益社団法人大阪労働基準連合会

茨木労働基準協会支部

または、郵便振替をご利用下さい。

(振替用紙は協会まで請求下さい)

入会申し込みは入会申込書をFAX(072-621-5763)または郵送願います。

令和 年 月 日

### 入 会 申 込 書

公益社団法人大阪労働基準連合

茨木労働基準協会支部 御

今般、貴支部の趣旨に賛同し入会を申し込みます。

事業所名：

代表者名：

⑩

所在地	〒		
事業の種類	TEL：		
	FAX：		
年会費	従業員数		
連絡担当部署	連絡責任者		
紹介者(会社名)			